浅川清流環境組合と住民との

**「稼働30年」も反故になる恐れ**

**都市計画変更で道路になったら？**

**環境保全協定は**、**不完全のまま締結されようとしています**



**日野市**

**では？**

**市民不在**



りん子だより №1050　ともに活き市政を良くする会　2022年 3月23日発行　大坂上3⁻25⁻5　奥野りん子携帯080-6548⁻1478

日野市では、環境保全協定を作成するにあたり、市民代表は、「各自

治会から2名」のみで、一年間に会議を4回開いただけですが、ふじみ衛生組合は、公募市民（非自治会員）4名も迎え、3年間に22回の検討会議を行っています。その弊害として、日野市のアキレス健である「法令順守」「情報公開」の既定が無いばかりか、「放射能に関する措置」にも触れられておりません。運営上の責任は、委託先の浅川環境テクノロジー株式会社（SPC）に委ねた恰好となっており、協定の当事者である浅川清流組合の責任が曖昧となっています。組合の管理責任者である日野市長の責任が位置付かないまま、既に、水銀漏れの事故が発生しています。

**ちょっと待った！**

**やり方って**

**ふじみ衛生組合（調布市＆三鷹市）とはこんなに違う！**

日野市が今後、ごみ収集車の搬入路部分を、都市計画決定から外す申請手続きに入った場合に、相当な時間を要する事になりますが、市はその間も、この違法な道路を違法なまま使い続けるつもりです。広域組合を構成する日野、小金井、国分寺の三市は、「現在地で広域処理をするのは30年間」という困難な覚書を交わしていますが、その覚書自体が反故にされてしまう恐れがあるのです。

市長は、「東京高裁は、『道路建設は違法である』と断じただけであって、『今すぐ道路の使用を中止せよ』と命じた訳ではない」と強弁。「環境保全協定」案に、意図的に「ごみ収集車両は、国道２０号から北川原公園を経由するＣ２号線（違法道路）の走行を原則とする」という規定を盛り込んでいます。自治会の議決をもって、住民の合意を得ての走行である事を、最高裁にアピールしようとする意図が感じられます。則ち、自治会の議決は、違法道路の使用継続に繋がり兼ねないのです。

**“違法な道路を地元が了承”と扱われる**

**締結されたらどうなるの？**

住民から日野市に対して要望が出されていた「環境保全協定」＝公害防止協定が、新焼却炉の稼働後にやっと、周辺5自治会の了承をもって締結する運びとなりました。

ところが、出来上がった案文は、市民を守る事よりも市民をコントロールする事に重きが置かれています。（最下段を参照）　コロナの感染状況が落ち着かない事により、内容の周知徹底が十分とは言えない状況下にあるため、市民の理解がきちんと得られたのかに関しては、疑問が残ります。

**の**